

国際最低課税額の計算に関する明細書

対 会 年	象 計 度	・	・	法人名	
-------------	-------------	---	---	-----	--

別表二十付表一 令六・四・一以後開始対象会計年度分

構 成 会 社 等 ( 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の を 除 く 。 )					
構 成 会 社 等 の 名 称	1				
所 在 地 国 名	2				
(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」)又は(別表二十付表三「6」+「11」、「18」又は「25」+「29」)	3				
帰 属 割 合	4	%	%	%	%
(3)×(4)	5				
(5)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	6				
(5)－(6)	7				
(7)＋(別表二十付表四「13」)	8				
構 成 会 社 等 の う ち 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の					
構 成 会 社 等 の 名 称	9				
所 在 地 国 名	10				
(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」)又は(別表二十付表三「6」+「11」、「18」又は「25」+「29」)	11				
帰 属 割 合	12	%	%	%	%
(11)×(12)	13				
(13)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	14				
(13)－(14)	15				
(15)＋(別表二十付表四「13」)	16				
共 同 支 配 会 社 等 ( 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の を 除 く 。 )					
共 同 支 配 会 社 等 の 名 称	17				
所 在 地 国 名	18				
(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」)又は(別表二十付表三「6」+「11」、「18」又は「25」+「29」)	19				
帰 属 割 合	20	%	%	%	%
(19)×(20)	21				
(21)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	22				
(21)－(22)	23				
(23)＋(別表二十付表四「13」)	24				
共 同 支 配 会 社 等 の う ち 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の					
共 同 支 配 会 社 等 の 名 称	25				
所 在 地 国 名	26				
(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」)又は(別表二十付表三「6」+「11」、「18」又は「25」+「29」)	27				
帰 属 割 合	28	%	%	%	%
(27)×(28)	29				
(29)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	30				
(29)－(30)	31				
(31)＋(別表二十付表四「13」)	32				
国 際 最 低 課 税 額	33				( 円 )
(((8)の計)＋((16)の計))＋(((24)の計)＋((32)の計))					